

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中12名です。  
定足数に達しておりますので第15回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員7番  
農業委員8番 お願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第60号議案の第14回新城市農業委員会総会 第59号議案の継続審議の案件について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

第60号議案について説明します。議案書2ページをご覧ください。  
第14回新城市農業委員会総会にて継続審議案件となりました、農地法第3条の3第2項第5号の規定による下限面積(別段面積)の設定についてです。

認定案、平成17年9月30日における新城市・南設楽郡作手村区域は20アール、同じく鳳来町の区域、10アール。

理由、旧新城市区域及び旧作手村区域の現行の下限面積要件は30アールだが、経営面積別農家割合から、旧新城市区域は30アールから20アールへ引き下げることが妥当であると考えられる。また、市内全域で、農業者の高齢化による後継者不足や遊休農地増加の観点より新たな担い手と新規就農を促進する必要がある現状を鑑みて農地法施行規則第17条第2項を適用し、旧作手村区域の下限面積を20アール、旧鳳来町区域を現行通り10アールで設定するもの。

このことにつきましては、前回の下限面積の検討部会を立ち上げて精査することが望ましいというご意見から、今月17日に下限面積検討部会を開催し、農業委員と推進委員の11名の方にご出席いただきました。新城市全域を網羅できるように、事務局が各地区から1名ずつ選出しました。検討部会にて下限面積を下げる事が決定致しました。

また、農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めたものを公示したときは、その面積を下限面積と設定することとなり、今回上程をするものです。

それでは、今回の下限面積案について説明させていただきます。第17条第1項第1号の設定区域の基準ですが、地理的条件や基盤整備された農地等の観点により、新城地区、作手地区、鳳来地区の3つの区域に分けて下限面積設定区域とすることとしました。また、第1項第3号により設定区域において事業に供している者の概ね40%を下らないように算定するものとあり、農家基本台帳より算出した面積別農地所有者の割合において、新城地区内在住の20アール未満の農地所有者は42%であるため、20アールまで引き下げることは問題ないと考えられます。作手地区、鳳来地区では40%未満ですが、農業者の高齢化や後継者不足が深刻であり、また遊休農地の増加が止まらない現状をから、第2項「現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする」を準用し、作手地区の下限面積を20アール、鳳来地区を現行通り10アールの面積を設定することを原案とします。

以上で60号議案の説明を終わりにします。

議長

事務局の説明が終わりました。  
ただいまの説明について、質問、意見等がある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。検討部会にて充分議論をして頂きましたものですので、ご理解を頂きた

	<p>いと思います。それでは、採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第60号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第60号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第61号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、第61号議案について説明いたします。 議案書3ページをご覧ください。 所有権移転が8件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、4ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は遠隔地在住のため譲り渡すもので、千郷西こども園より北西へ約205mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が60年、妻50年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。 年間予定従事日数は申請者が200日、妻が60日であり、必要な農作業従事をしています。 取得後の経営予定面積は3,244㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は高齢かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、八名井時行交差点より西へ約520mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車ですら15分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人・妻・長男・長女がおり、農作業歴は譲受人60年、妻30年、長男5年、長女6年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 年間従事日数が譲受人と妻が300日、長男が80日、長女が180日あり、必要な農作業従事をしています。 取得後の経営予定面積は10,833㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、じゃがいもとさつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号3番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は高齢かつ維持管理困難な譲り渡すもので、富岡ふるさと会館から東へ約940mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車ですら約60分の距離ですが、仕事の関係で本市への定期的な往来があるため、通作に問題ありません。 農業従事者は譲受人と雇用予定の管理者がおり、農作業歴は譲受人が1年、雇用予定者は30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 年間従事日数は譲受人が150日、雇用予定者が150日であり、必要な農作業従事をしています。 取得後の経営予定面積は3,008㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>次の申請番号4番と5番は関連した案件です。</p>

申請番号4番。譲受人の経営合理化のための交換で無償譲渡により所有権移転するものです。譲渡人は維持管理困難のため譲り渡すもので、見代公民館から北西に約350mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人のみで、農作業歴は17年、農作業に必要な農機具を所有しています。譲受人の年間従事日数は250日あり、必要な農作業に従事しています。取得後の経営予定面積は4,408㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。権利取得後は、花木の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

次の4ページをご覧ください。

申請番号5番。譲受人の経営合理化のための交換で無償譲渡により所有権移転するものです。譲渡人は維持管理困難のため譲り渡すもので、見代公民館から南に約50mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人、息子、息子の妻がおり、農作業歴は譲受人が60年、息子が20年、息子の妻が20年で農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数は譲受人が80日、息子が60日、息子の妻が30日あり、必要な農作業従事を行っています。

取得後の経営面積は11,020.09㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。権利取得後は、花木等の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は高齢かつ管理困難のため譲り渡すもので、田原交差点から東に約1,500mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人と妻ともに25年で農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数は譲受人と妻ともに180日であり必要な農作業従事を行っています。

取得後の経営面積は9,883㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番と8番は譲受人が同一人物であるため一括でご説明させていただきます。譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は双方高齢かつ維持管理困難のため譲り渡すもので、田原交差点から南西に約3,000mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩3分以内距離にある農地で、通作に問題はありません。農業従事者は譲受人、夫がおり、農作業歴は譲受人と夫ともに半年で農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数は譲受人が200日、夫が60日であり必要な農作業従事を行っています。

取得後の経営面積は4,000㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、山菜等の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から8番について、許可相当であることを原案といたします。

これで、第61号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
1 2 番	申請番号3番について、もう少し情報がほしいです。新規就農で3,000㎡を一度に取得した内容ですが、こちらの申請者の方はお住まいの市内に農地を持っている方なのでしょうか。ある程度経営をしているのでしょうか。またお仕事の関係で往来があると説明がありましたが、どうということなのでしょうか。取得予定の土地は色地の農地ですか。
事務局	申請地すべてが色地の農地となっております。申請者よりいずれ営農型太陽光発電を行う考えがあると伺っております。勤め先が葬儀関係の会社ですので、栽培する木の需要と販路が見込まれます。また申請者は農業未経験ですが、農業経験が豊富な市内在住者を雇用予定で、その方と二人で営農をする内容の申請です。
1 2 番	申請地付近に住む知り合いがいるということですかね。
事務局	知り合いと言いますか、既に雇用契約書を交わしている方がおります。
1 2 番	将来的にこちらへ移住する考えはないようですか。
事務局	ないと思われます。
1 2 番	そしてお住まいの市で農業をされる見込みもないということですね。
8 番	私から補足します。説明がありました通り太陽光にする予定があり、葬儀屋に勤めているので木が必要であり、木を世話する人として現地雇用する人と契約をしております。申請地のすぐ隣で別の会社が営農型太陽光発電をしております。今まで草が茂っていた場所ですので、土地利用されて良いことだと思っています。偶然ですが葬儀屋さんの方でもありますので。作っていただければお金にもなりますし。
議 長	その他、ご発言はありますか。 ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第61号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第61号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第62号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第62号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転6件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件です。 議案書7ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、市内にて建築工事の業務をしており、最近では古民家再生事業にも取り組み、業務を行う上で年々建設資材や古材等の在庫が増加し既存の資材置場では対応できなくなり、早急に資材置場を確保する必要が生じたが自己所有地には適地がなく、譲渡人に相談したところ提供していただけることになったため、申請地を資材置場として利用するものです。 なお、令和3年9月の農業委員会総会において農用地からの除外につき適当とする意見を付した農地で、県の事前協議の同意は得ています。 農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種

農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、申請地隣接地の土地と建物を購入し敷地調査を実施したところ、建物が建築敷地より農地にはみだしており、また、宅地への進入路として農地を利用していることが判明したため、今後も同様に宅地の一部、通路敷地として利用したく申請するものです。

なお、以前から宅地の一部、通路敷地として利用がされていたことによる始末書が添付されています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、宅地の一部、通路敷地として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、申請地北側に家族4人で居住しているが、現住宅は築後40年以上経過し老朽化してきたため建て替えを計画しているが、計画に際し建物が宅地の南側境界に配置されるため、通路、土留等の確保ができない状態のため、申請地を通路・土留・法面として利用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議案書8ページをご覧ください

申請番号4番、5番は同じ事業者による太陽光発電施設への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、名古屋市に本店を置き、岐阜県及び豊川市に支店を構え太陽光発電事業を営んでおります。更なる事業の拡大を行うため申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、概ね10ha以上の一段の農地の区域にある農地に該当し、1種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の業務上必要な施設ですので、1種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、地元地域の子供たちに野球やスポーツ訓練をしており、居住地に隣接する本申請地で子供たちが安全に練習に取り組むことができ、自宅に隣接しており何かあった際に早期対応ができるため、本申請地を選定しました。

農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

なお、昭和40年頃本申請地を譲渡人が管理していましたが、農地法の許可を得ず農地に倉庫

	<p>を建築してしまったため、始末書を添付しています。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>議案書9ページをご覧ください</p> <p>申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人は、総従業員数306人で、保有する第1～第5駐車場の駐車台数は210台であるため、現在96台不足しており、本申請地駐車場を確保することで49台の駐車場を確保し、駐車場不足の緩和を図ります。</p> <p>農地区分は、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、借入人のゲンキーはドラッグストアを新たに出店するため、前面対向2車線で、中央分離帯がなく、概3,000㎡以上の土地が必要ですが、この条件を満たす土地が他にないため、一部農地がありますがこの申請地が最適なことから選定しました。</p> <p>農地区分は、JR三河大野駅の北東約450mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について借入人は、豊田市内に本店を置き、太陽光発電による売電事業に力を注いでおり、このたび事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題は無く、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第62号議案9件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>第62号議案の説明は以上です</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もありません。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第62号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第62号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第63号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは第63号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定26件48,057㎡、賃借権設定11件33,921㎡の合計36件81,978㎡であり、内新規設定が26件です。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 豊島地内の田畑2筆1,860㎡に使用貸借権を設定し、水稲、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号2番 一畝田地内の3筆3,613㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号3番 庭野地内の畑4筆1,945㎡に使用貸借権を設定し、柿の栽植をします。</p> <p>申請番号4番 吉川地内の田1筆1,257㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号5番 庭野地内の田2筆1,98㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号6番 庭野地内の田2筆1,91㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号7番 豊栄地内の田1筆4,170㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号8番 一畝田地内の畑1筆988㎡に賃借権を設定し、茶の作付けをします。</p> <p>申請番号9番～17番は更新案件です。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>18番からは、中間管理事業による転貸の案件です</p> <p>申請番号18番 徳定地内の田1筆1,675㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号19番 杉山地内の田1筆3,246㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号20番 杉山地内の田1筆62㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号21番 作手白鳥地内の田4筆5,801㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号22番 八束穂地内の田1筆1,327㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号23番 稲木地内の田2筆2,680㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号24番 豊島地内の田1筆626㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号25番 作手善夫地内の田3筆1,871㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号26番 片山地内の田1筆1,310㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号27番 徳定地内の田1筆3,479㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号28番 作手中河内地内の田畑4筆1,766㎡に使用貸借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号29番 野田地内の田1筆1,329㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号30番 作手白鳥地内の田1筆1,718㎡に賃借権を設定し、水稲の作付けをします。</p> <p>申請番号31番</p>
-----	--

	<p>杉山地内の田4筆4, 981㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。 申請番号32番 作手田原地内の田1筆1, 193㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号33番 日吉地内の田2筆1, 529㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号34番 作手菅沼地内の田2筆1, 977㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号35番 作手守義地内の田3筆2, 289㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>申請番号36番, 37番は更新案件です。</p> <p>以上、番号1番から37番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第63号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号8番、24番、について、2番農業委員、12番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号8番になります。ここで2番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
議長	<p>それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第63号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)</p>
議長	<p>続いて、番号24番になります。ここで12番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)</p>
議長	<p>それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

議 長	<p>賛成多数と認め、第6 3号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。 事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)</p>
議 長	<p>次に第6 4号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは6 4号議案についてご説明いたします。 議案書1 9ページをお開きください。農用地除外が5件です。 2 0ページをご覧ください。別添の農用地区の位置図ともあわせて説明させていただきます。</p> <p>番号1番、別添図版は2ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、杉山字中屋地内に分家住宅を建築するため除外するものです。 申出者は豊川市の借家にて夫婦及び子供の3人で生活していますが、子供の成長に伴い現借家では手狭となり、新たに住宅を建築する必要性が生じました。本家敷地には居住スペースがないため、他の土地を考えたが申出者には所有地もなく苦慮していたところ、祖父の所有する土地を提供してもらうことができました。 土地選定については、自己所有地もなく、祖父が所有する土地のうち宅地は本家住宅敷地のみで、その他の土地についても山林、あるいは農地でも狭小もしくは土地の形状が悪く、住宅建築に不向きである。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>続きまして番号2番、別添図版は7ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、川田字新丸田地内に駐車場を設置するため除外するものです。 申出者は、申出地に隣接する自己所有地でカラオケ喫茶を令和2年から経営しています。申出地は当時より土地所有者の承諾を得て当該店舗の駐車場として貸借しており、今般譲り受けることを考え手続をしようとしたところが当該地が農地であり、農用地区域であることを知りました。農用地であるため駐車場として他の適地を探したところいずれも形状が悪いことや地主の承諾が得られませんでした。申出者の自己所有地で適地はなく苦慮していたところ、申出地を提供してもらうことができました。 土地の選定については、申出者の所有地には上記により適地がない。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 なお、本件は違反転用の是正であり、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして番号3番、別添図版は1 2ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、長篠字広面地内に工場・倉庫・事務所を設置するため除外するものです。 申出者は名古屋に本社を置き、本市内でも自動車部品等製造業を行っています。折からのCO2削減の流れを受け電気自動車に係る製造製品の増産の需要が急拡大し、新たに工場・倉庫・事務所を建築する必要性が生じました。 会社及び経営者の所有地には適地がなく苦慮していたところ、申出地を提供してもらうことができました。 土地の選定については、会社所有の土地は会社敷地・従業員駐車場・資材置場等となっており、経営主個人の土地はありません。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>続きまして番号4番、別添図版は1 8ページからになります。 申出者申出地記載のとおり。この案件は、長篠字西川地内に従業員用駐車場を設置するため除外するものです。 申出者は豊橋市に本社を構え、本市内の工場でも自動車部品や建設機械等の製造を行ってい</p>

ます。コロナ禍による社会情勢の変化やCO2削減の情勢を受けて需要の変動が予測されるため、新たな生産工場を建築する必要が生じました。既存工場敷地内に増築できるスペースはなく、既存の従業員用駐車場に建築することとしました。それをい受け別に従業員用駐車場を確保する必要性が生じた。申出者が所有する土地は工場や既存駐車場敷地のみであり、適地がなく苦慮していたところ、申出地を提供してもらうことができました。

土地選定については、会社所有の土地は上記のとおり会社敷地及び既存駐車場敷地のみとなっており、経営主個人の土地はありません。当該地は集落に接続し周辺農地への影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして番号5番。

市町村は、農振法に基づき当初計画策定からおおむね5年経過あるいは経済事情の変動その他情勢の推移により、農業振興地域整備計画の全体見直しをすることとされている。今般、前回見直し(平成25年3月)から年数が経過したことと、経済事情等の変動等があったことにより、新城市において全体計画を見直すために上程するものです。

本年6月総会にて一度上程をさせていただきましたが、その後追加等直す部分がありましたので、再度上程をさせていただきます。

ここからは、年4回行われる個別の案件ではなく、数年毎に市が主体となって行われる全体計画の見直しに関する案件です。したがって、申し出者は新城市長となっています。

今回の計画変更は除外のみで、編入はありません。除外する土地は新城市長篠宇首切谷下を含め全体で613筆、合計面積は424,584㎡になります。

なお、通常の個別案件と同じく、今回関係機関への意見徴収ということで事務手続の都合農業委員会の議案として上程するわけですが、現在愛知県とのヒアリングを行い、字句の軽微な修正等のやりとりをしているところですが、そのヒアリングの関係で、計画の表記や変更箇所等について今後手直しがある可能性がありますのでご承知置きください。

変更の理由としまして、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、当初計画策定からおおむね5年経過あるいは経済事情の変動その他情勢の推移により、農業振興地域整備計画の全体見直しをすることとされています。今般、前回見直し(平成25年3月)から年数が経過したことと、経済事情等の変動等があったことにより、新城市において全体計画を見直します。

説明は別添函版の「新城市農業振興地域整備計画書」と「変更内容個別検討調書」に基づいて行います。なお、この整備計画書には計画書を作成するためのもととなるデータを集約した「基礎資料」という資料を付ける必要がありますが、ページ数が多いため添付を割愛してあります。また、全体的にボリュームが大きいので2in1で印刷してあります。字が小さく見づらくて申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

農業振興地域整備計画書から説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして4ページ、ページ数がだぶってあり見づらくて申し訳ありません。

まず4ページ、第1農用地利用計画の1の土地利用区分の方向のうち(1)利用区分の方向では、まず現状を分析したうえで今後の考え方を検討しています。これは農地的な考えだけでなく、市の総合計画とも整合性をとっています。

そういった状況を踏まえ、下から3行目からですが、農地については、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業対象地等の優良な農地を農用地区域として設定し、当該農地を良好な状態で維持・保全し有効利用を図っていく。また、農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地の増加が懸念されるため、農地の流動化を促進し、効率的かつ安定的な農業を展開する担い手への農地利用集積を推進していく、としています。また、荒廃農地発生・解消状況調査により再生困難と判定された農地については非農地判断を順次行い、今後農地として保全していく農地とそうでない土地を区別するようにとしています。

次に飛びまして6ページ、下のほうに「イ 用途区分の構想」として(ア)の新城市域から(ウ)の作手地域まで、それぞれ地域や気候の条件等の違いにより農業的な土地利用の方向性を記載しています。

次に7ページの下の方に、「2 農用地利用計画変更の基本方針」という欄があります。これは市として今後どのような考えで編入や除外等を行うかという考えを記載してあります。

次に9ページは「第2 農業生産基盤の整備開発」として、今後の各地区の農業用施設の整備等の方向性について記載してあります。

	<p>次に10ページですが、「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」として、新城市が考える認定農業者や中心経営体等についての記載があります。</p> <p>続きまして13ページですが、「第5 農業近代化施設の整備計画」として、集出荷施設など農業近代化施設の整備の考え方や、各地域の生産方式の近代化に関することが記載してあります。</p> <p>続きまして14ページですが、「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」として、新規就農者などの育成・確保に対する考え方が記載してあります。</p> <p>続きまして15ページですが、「第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」として、兼業農家の就業機会についての考え方を記載してあります。</p> <p>続きまして16ページですが、「第8 生活環境施設の整備計画」として、新城市の住環境等についての考え方等について記載してあります。</p> <p>22ページから26ページまでは、計画書に付随する各種図面です。白黒で見づらくて申し訳ありません。</p> <p>29ページから37ページまでは変更理由書といい、それぞれ数値的なものを総括したものです。</p> <p>続いて、もうひとつの別冊の「変更内容個別検討調書」です。これは、具体的に今回計画変更をするという箇所をそれぞれあらわしています。</p> <p>9月の総会の際に農業委員さんにはお示しさせていただき、なにか御意見があればいただきますということでお話しさせていただきました。特段意見等はいただきませんでしたので、今回9月に出ささせていただいたものと同じものを添付しています。</p> <p>この別冊資料、個別検討調書の1ページから8ページまでは、それぞれの団地ごとにまとめた表です。例えば1ページの左側、鳳来の1番ですが、長篠字首切谷下12番1はじめ105筆とあります。このような形で、15団地分あります。基本的に除外する理由としては、荒廃化も進み、農業の近代化も難しい地域であるので、除外するという考えです。</p> <p>以下、除外する地域を説明させていただきます。9ページをお開きください。上段は行政区でいうと、吉村のあたりです。9ページの下は、岡・大草です。</p> <p>10ページの上段と下段、ともに岡大草です。</p> <p>11ページの上段は門谷ですが、東門谷です。11ページの下段は大野です。</p> <p>12ページの上段は井代で、下段は細川です。</p> <p>13ページの上段は秋葉巢山です。下段は豊岡のうち引地です。</p> <p>14ページの上段は豊岡のうち榎原あたりです。下段は柿平です。</p> <p>15ページの上段は作手菅沼で、下段は作手高松の、赤羽根のあたりです。</p> <p>16ページは作手善夫です。</p> <p>以上、かいつまんで説明させていただきました。</p> <p>最初に申し上げましたとおり、愛知県とのヒアリングに伴う修正等を今後行う可能性があります。基本的な考え方等は以上です。</p> <p>第64号議案の説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>議長 補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>議長 第64号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p> <p>議長 賛成多数と認め第64号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
--	--

議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書23ページをご覧ください。 報告第1から第3、報告案件計10件について説明いたします。15ページをご覧ください。 (議案書24ページから28ページの内容を議案書のとおり朗読)  以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
9 番	提案があるのですが、発言よろしいでしょうか。
議 長	はい、どうぞ。
9 番	ありがとうございます。 10万人あたりにおける作業事故による死亡者数は、農業関係が一番多いそうで、毎年300人以上の方が農作業事故で亡くなられているようです。つまり農業には命に関わる危険な作業が伴います。そういう状況なんです。ですので、農業委員会で農作業の危険性などを啓発していく必要があるのではないかとということです。 農業経営者である世帯主さんが事故死した約4割のご家族が廃業してしまう状況もあります。作業事故によって今までの経営が一瞬にして消えてしまいます。事故が起きてしまった場合、環境・機会・作業方法等の色んな事を多方面から問題分析を行って原因を潰していくことが重要です。新聞などの論説にも共通していることです。 今回市内で起きた草刈り作業中の事故を農業委員会はきちんと状況などを把握すべきではないかと思えます。例えば、事故調査委員会を設置するなどの対応ですね。そうして情報を知り、分析を行って農作業の安全を皆様に知らしていく必要があります。以上です。
議 長	ありがとうございます。草刈り等の農作業事故が起きないようにするために調査をする必要があるというお話をさせていただきました。 今回起きた事故がどのような経緯で起きてしまったのか、詳しい状況はよく承知をしておりません。事務局の方で詳細に調査して報告ができるようにしていただくことは可能ですか。
事務局	事務局でも、詳細な状況を把握しておりません。ただ、地域の道づくりの草刈り作業中に怪我を負ってしまったというお話は聞いております。そしておそらくニュース等にあった情報のみしか市からはお伝えできないかと思えます。
9 番	農作業事故ではないという見方がありますが、草刈り機をつかった作業による事故です。農作業に使用する機材です。自分たちに置き換えて安全対策を講じるべきです。自分の問題として考えて農作業事故を撲滅していくべきです。我々農業委員はそういう各地の皆様にも安全を伝えるべきですよ。ですから詳細な状況を知るべきだと考えます。
議 長	詳細についてはわかりませんが、9番農業委員さんが仰るように、農作業事故を防ぐための啓発を農業委員会としても行っていく必要があると思えます。
9 番	これは個人的な問題ではありません。毎年300人以上の死亡者がでて、この数は減らないままです。気をつけましょう確認しましょうといっても変わらない状況です。気をつけましょうといっているだけでは事故はなくなりません。組織的な動きが必要なのではないのでしょうか。違ったアプローチとして。 事故を減らすアプローチとして、事故の経緯を共有することです。どんな事故でなぜそうなったのかという現場条件を把握すること、そうやってお互いに話し合いをすることが非常に重要

	<p>だとあります。農業新聞の論説に多くみられた内容です。 農作業の不幸な事故をなくすんだという決意をもって、新たな行動をとるべきじゃないでしょうか。私はそう思います。以上です。</p>
議 長	<p>我々も自覚して、事故が起きてしまわないような対応をお願いしていくことは必要ですね。 事故の詳細については、わかる範囲内で報告できればと思います。出来る限りの詳細がわかっ たら次回の総会の時に教えていただければと思います。</p>
1 5 番 (推)	<p>草刈り事業は地区によって様々な行為で行われています。今回は推進委員の方が亡くなった 身近な問題ではありますが、総合的に考えると市では企画部が主な対応をしていくのだろうと 思います。そこからこのような注意喚起は再度検討していただく方向が一番良いのじゃないか なと思います。 色んなパターンの草刈りがあるかと思います。こういった機会に対する注意喚起はどこか でまとめて総合的に追加する方法が良いという私の意見です。</p>
議 長	<p>事務局から企画の方へ、農業委員さんの発言をお繋ぎしていただいて、行政サイドからの周知 してもらおうこともお願いしたいと思います。</p>
1 2 番	<p>すいません。もう終わりの時間ですが、発言させていただきたいです。 色々なお話をお聞きして9番農業委員さんの仰ることもわかります。草刈り機に限らず、トラ クターやコンバインによる事故も多いですよ。自分も過去に参加したことありますが、農作業 の安全対策の啓発に関して県主催の会議が年に2回くらいあります。県内で起きた事故の例や 状況などを知ることができます。担当部署に何え事故がどういった理由で起きたのか、そうい った内容をもしかしたら教えてくれるかもしれません。とりあえず、事故を防ぐことが一番大切 です。方法として安全な農作業を啓発するDVDを手に入れて貸し出す等が出来るのではない かと思います。 そして、私は個人にこだわった理由で動き始めるのではなく、農業機械全般から、農作業全体 の観点から指導とかを行っていくのが望ましいと思います。基本的なことを行う、なんでもそう ですが。 農業関係の事故は減っていない状況は確かです。行政サイドからもらう情報をしっかり受け 止めて、我々も安全対策の勉強をしていく方向が良いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 色々な方からご意見を賜りました。また機会を設けて話し合いができればと思います。</p>
議 長	<p>以上をもちまして第15回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>
<p style="text-align: center;">午後3時30分議長は本会の閉会を宣した。</p> <p style="text-align: center;">上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>	